花巻市営建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務処理要領

（趣旨）

第１　この要領は、花巻市が発注する建設関連業務の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項（第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

（対象契約）

第２　最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が１００万円を超える建設関連業務の委託契約とする。

（最低制限価格の算出方法）

第３　最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表１から４までに掲げる額の合計額を基に、変動係数を乗じて得た額（百円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、測量及び地質調査業務以外に係る契約については、予定価格に１０分の６を乗じて得た額を下限とし、１０分の８を乗じて得た額を上限とするものとし、測量業務に係る契約については、予定価格に１０分の６を乗じて得た額を下限とし、１０分の８．２を乗じて得た額を上限とするものとし、地質調査業務に係る契約については、予定価格に３分の２を乗じて得た額を下限とし、１０分の８．５を乗じて得た額を上限とするものとする。

（変動係数の作成と保管）

第４　最低制限価格の変動係数は、パソコンにおけるランダム関数により、契約管財課長及び教育企画課長（以下、「契約担当課長」という。）が無作為に抽出して決定するものとする。

２　契約担当課長は、作成した変動係数算出表を封書にし、契約担当課の鍵付保管庫に保管しておくものとする。

（入札準備及び最低制限価格の決定）

第５　変動係数算出表は、入札執行日に契約担当課長が鍵付保管庫から取り出し、入札執行者に手渡すものとする。

２　入札執行者は、封書にした変動係数算定表を開札場所に置き、開札と同時に開封し、第３条の規定により最低制限価格を決定するものとする。

（落札者の決定）

第６　入札執行者は、開札の結果、前項の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあっては、失格と判定するものとする。この場合において、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

２　入札執行者は、予定価格以下の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最も低い価格の者を落札者と決定する。

（資料等の適正管理）

第７　契約担当課長及び契約業務に関わる者は、入札・契約業務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約担当課から他の部署へ異動した後も同様とする。

２　入札・契約業務に関しての情報を記録した資料は、作業場所等からの持ち出しを禁止し、契約担当課内で適正に管理を行うこととする。

（補則）

第８　この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２８年６月２２日から施行し、平成２８年７月１日以降に行う入札から適用する。

（建築関係の建設コンサルタント業務に係る最低制限価格制度取扱要領）

２　建築関係の建設コンサルタント業務に係る最低制限価格制度取扱要領は、平成２８年６月２２日をもって廃止する。ただし、廃止日までに現に公告又は指名通知を発している業務については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

　この要領は、平成２９年３月２８日から施行し、平成２９年４月１日以降に行う入札から適用する。

　　　附　則

　　この要領は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年４月１日以降に行う入札から適用する。

　　　附　則

　　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種区分 | １ | ２ | ３ | ４ |
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に１０分の４．８を乗じて得た額 | － |
| 建築関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額 | 諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額 |
| 土木関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に１０分の４．８を乗じて得た額 |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額 | 諸経費の額に１０分の４．８を乗じて得た額 |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に１０分の４．５を乗じて得た額 |